

全事業所とコラボヘルス推進にかかる覚書を締結しました

コラボヘルスとは、健康保険組合と事業者（信用金庫）が積極的に連携し、加入者の皆さん健康づくりを効率的、効果的に実行することです。国からもコラボヘルスの推進が強く求められています。

当健康保険組合では、加入者の健康維持増進を目的に、コラボヘルス推進強化のため、全事業所と健診データ等の共同利用に関する覚書を締結いたしました。個人情報の共同利用となりますので下記のとおり公表いたします。※ホームページにも同様に公開しています。

コラボヘルス強化に向けた個人情報（健診データ等）の共同利用について

個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合は、個人情報保護法第27条第5項において、①共同事業で個人データを利用する趣旨、②共同で利用する個人データの項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データの管理責任者氏名・名称、法人は住所、代表者名を被保険者、被扶養者に公表し、特に本人から申し出がない場合は同意が得られたものとみなし、共同利用者に個人情報を提供できることになっています。

1. 各種健康診断結果等の個人情報の共同利用について

① 共同事業で個人データを利用する趣旨

健診結果等個人データを事業主と健康保険組合が共有・活用することにより、受診状況や受診結果を適切に把握し、必要に応じて、保健指導や受診勧奨について双方より働きかけること（コラボヘルス）により、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、重症化予防など、より効果的な疾病予防事業を実施します。

また、留意事項として利用目的を生活習慣病予防、疾病の早期発見、重症化予防のための健診事後のフォロー並びに受診勧奨等の健康管理、健康情報の提供等（関係公的機関からの要請により情報提供を求められた場合を含む）に限定し、健保組合と事業所は各々実施する健康診査の結果を互いに提供することとします。

② 共同で利用する個人データの項目

・「一般健診」「精密健診」「婦人科健診」「人間ドック」「その他各種健診」等、事業所、健保組合で取り扱う各種健診の受診者に関わる、氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・事業所名・記号・番号・所属コード・所属名称・健診種別・健診機関・健診日・健診結果（健診データ）・相談及び指導内容。

※被扶養者に関して共有する情報は、家族健診受診申込のため必要な情報のみとし、健診結果、相談及び指導内容は共有しません。

③ 共同利用する者の範囲

- ・北関東しんきん健康保険組合の保健事業担当職員
- ・北関東しんきん健康保険組合の加入事業所

④ 共同利用する者の利用目的

健診結果等個人データを事業主と健康保険組合が共同利用することにより、健診受診、

特定保健指導、保健指導、情報提供、医療機関への受診勧奨、生活習慣病の予防、重症化予防を目的に保健事業を実施します。

- ・ 健保組合による健診後フォロー及び医療機関への受診勧奨
事業所が実施する法定健診、健保組合が実施する人間ドックの「生活習慣病関連項目（血圧・脂質・血糖など）」及びその検査値がリスク保有判定値を上回る者について、PepUp または紙媒体による受診勧奨や事後指導に活用します。

※受診勧奨通知設定（PepUp の場合）

- ・ 血糖 空腹時血糖 126 以上またはH b A1c6.5 以上
- ・ 血圧 収縮期血圧 160 以上または拡張期血圧 100 以上
- ・ 脂質 中性脂肪 500 以上またはHDL コレステロール 34 未満
または LDL コレステロール 180 以上

- ・ 保健事業に関する書類の授受、保健指導の案内等を事業主経由で通知すること。
- ・ 健診、保健指導の参加状況、進捗状況を共有し必要により勧奨すること。
- ・ 健康情報の提供

40 歳未満を含むすべての被保険者を対象に PepUp または紙媒体により、健康情報（健診結果、健康年齢通知、生活習慣病アドバイス、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知、重症化予防、健康関連記事等）をわかりやすく提供します。

⑤ 個人データの管理責任者

- ・ 北関東しんきん健康保険組合 理事長 管理責任者 常務理事
- ・ 北関東しんきん健康保険組合 加入事業所事業主

◆上記の共同利用で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報（病歴・治療内容等）は含まれません。また、保健事業の内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。

※ 共同利用に関する停止の手続き

共同利用の停止を希望される場合は当健保組合 027-289-0175 へご連絡ください。